

食安監発第1013001号

平成17年10月13日

各 検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長

(公 印 省 略)

食品衛生法第9条第2項に基づく衛生証明書の取扱いについて

標記については、平成12年12月26日付け衛乳第263号により取り扱っているところですが、インドにおける食鳥処理に係る規制等の評価を行った結果、当該通知を下記のとおり改めることとしたので、御了知の上、関係営業者の指導方よろしくお願いします。

記

記の1中「イタリア、」の次に「インド（家禽に限る）、」を加える。